

国立大学法人高知大学資金管理規則

平成 16 年 12 月 22 日
規則 第 416 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 78 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）における現金、預貯金及び有価証券（以下「資金」という。）の適正な管理、効率的な調達及び運用について必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(資金の管理)

第 2 条 資金は、すべて学長の権限と責任の下で管理を行うものとする。

2 学長は、理事（財務・労務管理担当）（以下「担当理事」という。）に資金の管理、調達及び運用を行わせるものとする。

3 学長は、担当理事に資金の管理、調達及び運用を行わせるにあたって、国立大学法人高知大会計規則第 12 条に規定する資金計画のほか、資金の管理と運用に関する基準として、資金管理方針を作成するものとする。

(資金の調達の原則)

第 3 条 本法人の運営に要する資金は、運営費交付金収入、学生納付金収入、附属病院収入、寄附金収入、受託研究等収入及びその他の収入によって調達するものとする。

(短期借入金)

第 4 条 学長は、資金に不足が生じた場合には、準用通則法（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）をいう。）第 45 条の規定を遵守するとともに、経営協議会及び役員会の議を経て、金融機関からの短期借入により、必要な資金を調達するものとする。

2 学長は、短期借入金をする場合には、複数の金融機関の中からもっとも有利な条件を提示した金融機関を選定するものとする。

(長期借入金及び高知大学法人債)

第 5 条 学長は、法人法第 33 条の規定に基づき、長期借入金をし、又は高知大学法人債を発行する場合には、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。

(償還計画)

第6条 学長は、法人法第33条の2の規定に基づき、長期借入金又は高知大学法人債の償還計画を立てる場合には、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。

2 学長は、長期借入金又は高知大学法人債の償還状況を、毎事業年度終了後、速やかに経営協議会及び役員会に報告しなければならない。

3 学長は、第1項の長期借入金又は高知大学法人債の償還計画について、償還財源の不足等により変更を行う場合には、経営協議会及び役員会の議を経なければならない。

(資金運用の原則)

第7条 資金の運用は、第2条第3項に規定する資金管理方針に基づき、安全かつ有利に行わなければならない。

(余裕金運用の実施)

第8条 余裕金の運用は、資金管理方針に基づき行うものとする。

2 前項の余裕金の運用について必要な事項は、別に定めるところによる。

(出資)

第9条 学長は、法人法第22条第1項第6号から第9号までの規定に基づき出資する場合には、経営協議会及び役員会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日規則第60号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規則第89号)

この規則は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日規則第65号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第94号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月18日規則第34号）

この規則は、令和5年10月18日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第86号）

この規則は、令和6年3月26日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第78号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。